

令和３年度第２回

宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会

<第２号議案>

宗像市歴史的風致維持向上計画の変更

参 考 資 料

令和４年３月２９日（火）

海の道むなかた館講義室 及び オンライン

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名:宗像市

変更後 ページ	変更前 ページ	変更内容	変更理由
33	33	時点修正および指定等文化財項目の追加	文化財保存活用地域計画との整合を図るため、指定等文化財項目を追加するもの
36	36	県指定文化財件数の変更	時点修正のため、県指定文化財の件数を変更するもの
42	42	国選択文化財の記載を追加	文化財保存活用地域計画と整合を図るため、国選択文化財の記載を追加するもの
44	44	埋蔵文化財数の変更	時点修正のため埋蔵文化財数を変更するもの
96	96	関連計画の追加	関連計画の策定に伴い、概要を追加するもの
97	97	関連計画の変更	関連計画の改定に伴い、概要を変更するもの
100	－	関連計画の追加	関連計画の策定に伴い、概要を追加するもの
103	－	関連計画の追加	関連計画の策定に伴い、概要を追加するもの
105	103	関連計画の変更	関連計画の改定に伴い、概要を変更するもの
107	105	関連計画の変更	関連計画の改定に伴い、概要を変更するもの
108	106	関連計画の追加	関連計画の策定に伴い、概要を追加するもの
113	111	時点修正および諮問機関の追加	委員の更新に伴う修正するとともに、新たに設置した諮問機関の内容を追加するもの
132	130	文化財の保存・活用の方針に関する記載の追加	文化財保存活用地域計画の策定に伴い、概要を追加するもの
134.135	132	時点修正および文化財の保存・活用に係る体制に関する記載の追加	委員の所属更新に伴う修正するとともに、新たに設置した諮問機関の内容を追加するもの
135	133	文化財の保存・活用に関わる団体一覧の変更・追加	新たに把握した団体の変更・追加を行うもの
136	134	文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画の変更・追加	文化財保存活用地域計画の策定に伴い、記載内容を変更・追加するもの
144	142	支援事業名欄の事業期間の変更および事業名の追加	支援事業の事業期間と補助事業が確定したため、その内容を記載するもの
146	144	支援事業名欄の事業期間の変更	支援事業の事業期間が確定したため、変更するもの
147	145	支援事業名欄の事業名の削除	市単独での事業となることから、支援事業名を削除するもの
151	149	支援事業名欄の事業期間および事業概要欄の記載変更	支援事業の実施期間が確定したため、変更するもの。 文化財保存活用地域計画の策定に伴い、記載内容を変更するもの
152	150	支援事業名欄の事業名の削除	市単独での事業となることから、支援事業名を削除するもの

新	旧
(表紙) 宗像市歴史的風致維持向上計画 平成 30 年 3 月 26 日 認 定 平成 30 年 8 月 13 日 認定変更 平成 31 年 3 月 20 日 軽微な変更 令和 2 年 3 月 25 日 軽微な変更 令和 4 年●月 ●日 軽微な変更 宗像市	(表紙) 宗像市歴史的風致維持向上計画 平成 30 年 3 月 26 日 認 定 平成 30 年 8 月 13 日 認定変更 平成 31 年 3 月 20 日 軽微な変更 令和 2 年 3 月 25 日 軽微な変更 宗像市

■新旧対照表

新

(P36)

(2) 県指定文化財

県指定文化財 22 件の内訳は、有形文化財が 12 件、有形民俗文化財が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、史跡名勝天然記念物が 8 件である。また、有形文化財は、建造物が 1 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸 2 件、考古資料 3 件あり、史跡名勝天然記念物は天然記念物が 8 件である。

表 県指定文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別	名称	所在	指定年月日	
18	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日
19		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日
20		彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日
21			宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日
22			木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日
23			銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日
24		工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日
25			梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日
26		考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日
27			阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日
28			線刻釈迦如来像石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日
76			歴史資料	依岳神社の権札	依岳神社/宗像市湊田
29	民俗文化財	有形民俗文化財	海女の用具	海の道むなかた館/ 宗像市湊田	昭和 36 年 1 月 14 日
30		無形民俗文化財	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成 3 年 11 月 15 日
31	史跡名勝 天然記念物	天然記念物	横山の大クス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日
32			吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日
33			光岡八幡宮の大クス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日
34			孔大寺の大イチョウ	宗像市湊田	昭和 31 年 7 月 28 日
35			織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日
36			八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日
37			平山天満宮の大クス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日
38			泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日

■県指定文化財の概要

○宗像神社中津宮本殿〔有形文化財（建造物）〕

宗像大社中津宮は宗像市神湊の北西 12km 玄界灘上の大島に位置する。宗像三神の一柱湍津姫神を祭神とし、三間社流造り、梁間 2 間、素木造り、柿葺、正面に 1 間の向拝をもつ。正面は三間とも 葺戸、両側面は右の妻引戸のほか背面も板壁で四方に勾欄付きの廻り板縁がある。屋根には、千木と堅魚木を置くが、堅魚木は円形のものと同角形のとが各々 3 本ずつ束ねてあり、県内には例がなく、京都の吉田神社の影響が考えられる。



宗像神社中津宮本殿

旧

(P36)

(2) 県指定文化財

県指定文化財 21 件の内訳は、有形文化財が 11 件、有形民俗文化財が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、史跡名勝天然記念物が 8 件である。また、有形文化財は、建造物が 1 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸 2 件、考古資料 3 件あり、史跡名勝天然記念物は天然記念物が 8 件である。

表 県指定文化財一覧(資料:文化財課)

図番号	種別	名称	所在	指定年月日		
18	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日	
19		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日	
20		彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日	
21			宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日	
22			木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日	
23			銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日	
24		工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日	
25			梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日	
26		考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日	
27			阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日	
28			線刻釈迦如来像石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日	
29		民俗文化財	有形民俗文化財	海女の用具	海の道むなかた館/ 宗像市湊田	昭和 36 年 1 月 14 日
30			無形民俗文化財	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成 3 年 11 月 15 日
31	史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	横山の大クス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日	
32			吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日	
33			光岡八幡宮の大クス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日	
34			孔大寺の大イチョウ	宗像市湊田	昭和 31 年 7 月 28 日	
35			織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日	
36			八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日	
37			平山天満宮の大クス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日	
38			泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日	

■県指定文化財の概要

○宗像神社中津宮本殿〔有形文化財（建造物）〕

宗像大社中津宮は宗像市神湊の北西 12km 玄界灘上の大島に位置する。宗像三神の一柱湍津姫神を祭神とし、三間社流造り、梁間 2 間、素木造り、柿葺、正面に 1 間の向拝をもつ。正面は三間とも 葺戸、両側面は右の妻引戸のほか背面も板壁で四方に勾欄付きの廻り板縁がある。屋根には、千木と堅魚木を置くが、堅魚木は円形のものと同角形のとが各々 3 本ずつ束ねてあり、県内には例がなく、京都の吉田神社の影響が考えられる。



宗像神社中津宮本殿

造営者は大宮司貞貞とされ、平成 9 年（1997）の解

■新旧対照表

新

旧

(P42)

(5) 国選択文化財

国選択文化財は1件である。

表 国選択文化財一覧(資料:世界遺産課)

国番号	種別	名称	所在	指定年月日
77	民俗文化財 無形民俗文化財	北部九州の盆綱	福岡県	平成31年3月28日

■国選択文化財の概要

○北部九州の盆綱

北部九州の盆綱は福岡県や佐賀県に広く分布する子どもを中心に行われる盆の綱引き行事で、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。綱を曳いて地区内を巡ったり綱を引き合ったりすることで、精霊などを慰め、あるいは送るものと伝えられている。本市では、後曲区で実施している。

図 文化財の位置

(P42)

図 文化財の位置

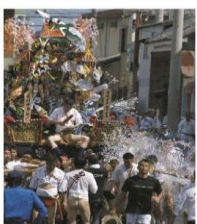
42

42

■新旧対照表

新	旧
(P43) （６）主な未指定文化財 ○宗生寺観音堂[建造物] 市南西部、大穂地区の谷あいにある曹洞宗宗生寺は、寺院帳によると永正元年（1504）に許斐城主の多賀出雲守隆忠が亡父の冥福を願うために建立し、山門はのちに福岡市東区名島にある名島城の勝手門を移築したものと伝えられている。 名島城主の小早川隆景は、宗生寺と関わりの深い人物で、この寺を菩提寺とした。 寺の裏山にある馬頭観音堂は別名を不焼寺と言い、本尊の馬頭観音は福岡藩主の黒田忠之が寄進したものである。この馬頭観音は33年に2回しか開帳されない秘仏で、大正初期頃まではご開帳になると牛馬を連れた参拝者がつめかけていた。 馬頭観音堂は、正面三間、入母屋造、妻入、銅板葺の構造で、彫り物などには彩色が施され、特に正面向拝の象鼻は印象的である。度重なる修理が行われているものの、部材の中には建立年代の17世紀頃と考えられるものも見受けられる。  宗生寺観音堂 ○稲元八幡宮本殿[建造物] 市のほぼ中央、稲元地区の丘陵の斜面に位置する神社で、『筑前国続風土記拾遺』によると、稲元八幡宮は宇佐八幡宮を勧請したものと伝えられている。境内は丘陵の斜面に雛壇状に構え、最上段に本殿と摂社が建てられている。このうち、本殿に元禄10年（1679）に建立されたことを記した棟札が残る。社殿は三間社流造、鉄板葺の構造で細部の装飾はこの地域の時代性をよく示し、全体的に補修が行われているが、棟札に記された建立年代に近い18世紀初頭の様相を残している。  稲元八幡宮本殿 ○三郎丸今井城遺跡出土銅銭[考古] 三郎丸今井城遺跡は市の東部、遠賀郡岡垣町と境をなす城山から延びた丘陵上に位置し、平成6年の宅地造成に伴う緊急調査では、祭祀用の土坑から大量の銅銭が出土した。土坑は長径が60cm、短径50cm、深さは16cmの楕円形で、中には須恵器の杯身15点とガラス小玉、銅銭121枚が埋納されていた。銅銭には、和同開珎1枚、萬年通寶2枚、神功開寶18枚がある。これらの銅銭は皇朝十二銭と呼ばれ、当時国家の中央であった畿内を中心に流通していたものである。宗像におけるこれら銅銭の出土は九州における出土量の約半数を占め、古代における宗像と中央との関わりをよく示す遺物である。  三郎丸今井城遺跡出土銅銭 43	(P43) （５）主な未指定文化財 ○宗生寺観音堂[建造物] 市南西部、大穂地区の谷あいにある曹洞宗宗生寺は、寺院帳によると永正元年（1504）に許斐城主の多賀出雲守隆忠が亡父の冥福を願うために建立し、山門はのちに福岡市東区名島にある名島城の勝手門を移築したものと伝えられている。 名島城主の小早川隆景は、宗生寺と関わりの深い人物で、この寺を菩提寺とした。 寺の裏山にある馬頭観音堂は別名を不焼寺と言い、本尊の馬頭観音は福岡藩主の黒田忠之が寄進したものである。この馬頭観音は33年に2回しか開帳されない秘仏で、大正初期頃まではご開帳になると牛馬を連れた参拝者がつめかけていた。 馬頭観音堂は、正面三間、入母屋造、妻入、銅板葺の構造で、彫り物などには彩色が施され、特に正面向拝の象鼻は印象的である。度重なる修理が行われているものの、部材の中には建立年代の17世紀頃と考えられるものも見受けられる。  宗生寺観音堂 ○稲元八幡宮本殿[建造物] 市のほぼ中央、稲元地区の丘陵の斜面に位置する神社で、『筑前国続風土記拾遺』によると、稲元八幡宮は宇佐八幡宮を勧請したものと伝えられている。境内は丘陵の斜面に雛壇状に構え、最上段に本殿と摂社が建てられている。このうち、本殿に元禄10年（1679）に建立されたことを記した棟札が残る。社殿は三間社流造、鉄板葺の構造で細部の装飾はこの地域の時代性をよく示し、全体的に補修が行われているが、棟札に記された建立年代に近い18世紀初頭の様相を残している。  稲元八幡宮本殿 ○三郎丸今井城遺跡出土銅銭[考古] 三郎丸今井城遺跡は市の東部、遠賀郡岡垣町と境をなす城山から延びた丘陵上に位置し、平成6年の宅地造成に伴う緊急調査では、祭祀用の土坑から大量の銅銭が出土した。土坑は長径が60cm、短径50cm、深さは16cmの楕円形で、中には須恵器の杯身15点とガラス小玉、銅銭121枚が埋納されていた。銅銭には、和同開珎1枚、萬年通寶2枚、神功開寶18枚がある。これらの銅銭は皇朝十二銭と呼ばれ、当時国家の中央であった畿内を中心に流通していたものである。宗像におけるこれら銅銭の出土は九州における出土量の約半数を占め、古代における宗像と中央との関わりをよく示す遺物である。  三郎丸今井城遺跡出土銅銭 43

■新旧対照表

新	旧
(P44) ○光岡長尾遺跡出土土笛[考古] 弥生時代の土笛は西日本の日本海側を中心に出土し、関門海峡をはさむ福岡県・山口県、島根・鳥取の県境周辺、京都府の丹後半島基部の3ヵ所に遺跡が集中する特色がある。光岡長尾遺跡の貯蔵穴から出土した土笛は高さ9.7cm、最大径8.0cmの完形品で、上部に径2cmほどの吹口がある。正面に4個の指孔があり、音階を調整する。弥生時代前期後半（今から約2200年ほど前）につくられたものであり、当時の海を介した交流をよく物語る遺物である。  光岡長尾遺跡出土土笛 ○四十四賀[無形民俗文化財] 鐘崎や神湊地区の沿岸部や大島などでは、毎年4月4日、大厄を終えた人たち（数え年で男性44歳、女性35歳）が厄明けを祝い、町をパレードする伝統行事がある。鐘崎ではまず織幡神社で祭典を行い、酒樽を割って祝杯を上げた後に出発する。町の辻々で餅をまき、見物人に酒を振る舞いながら賑やかに町を練り歩く。賑やかなパレードはこの地区の春の風物詩となっている。普段は故郷を離れて暮らしている人たちもこの日ばかりはと地元に戻って行事に参加する。夜には地元の人たちを招待して盛大な宴会も催される。  鐘崎地区の四十四賀 ○祇園山笠[無形民俗文化財] かつて市内には数十もの山笠があったが、現在では5地区で行事が残っている。東郷地区の街を駆ける田熊山笠は重さが約1.5トンあり、大きな山が颯爽と走る姿は圧巻である。また、鐘崎地区の山笠は前後に揺する「打ち込み」を繰り返す、町を進み、地島山笠は山で隔てられた2つの集落を回るため漁船に載せられ海を渡る。そのほか、大島山笠の会場では、願い事が書かれた色彩々の多数の旗が飾り付けられた光景を目にすることができる。  田熊山笠 ○埋蔵文化財 令和3年（2021）3月31日現在、580地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認している。令和2年度（2020）の調査等に伴う文化財の有無に係る事前審査件数は905件、うち試掘・確認調査を実施したのが27件、発掘調査に至ったのは4件である。近年の文化財の有無に係る照会内容について、大規模太陽光発電に伴う土地造成については減少傾向にある。 また、遺跡の分布状況を見ると、現在の市街地と大きく重なる部分が多く、市内を貫流する釣川を中心に分布する一群と沿岸部に分布する一群に二分できる。縄文時代の遺跡は、神ノ島と沿岸部、釣川上流の内陸部で数地点が確認され、弥生時代前期から中期にかけての遺跡は内陸部の釣川左岸中流域に数	(P44) ○光岡長尾遺跡出土土笛[考古] 弥生時代の土笛は西日本の日本海側を中心に出土し、関門海峡をはさむ福岡県・山口県、島根・鳥取の県境周辺、京都府の丹後半島基部の3ヵ所に遺跡が集中する特色がある。光岡長尾遺跡の貯蔵穴から出土した土笛は高さ9.7cm、最大径8.0cmの完形品で、上部に径2cmほどの吹口がある。正面に4個の指孔があり、音階を調整する。弥生時代前期後半（今から約2200年ほど前）につくられたものであり、当時の海を介した交流をよく物語る遺物である。  光岡長尾遺跡出土土笛 ○四十四賀[無形民俗文化財] 鐘崎や神湊地区の沿岸部や大島などでは、毎年4月4日、大厄を終えた人たち（数え年で男性44歳、女性35歳）が厄明けを祝い、町をパレードする伝統行事がある。鐘崎ではまず織幡神社で祭典を行い、酒樽を割って祝杯を上げた後に出発する。町の辻々で餅をまき、見物人に酒を振る舞いながら賑やかに町を練り歩く。賑やかなパレードはこの地区の春の風物詩となっている。普段は故郷を離れて暮らしている人たちもこの日ばかりはと地元に戻って行事に参加する。夜には地元の人たちを招待して盛大な宴会も催される。  鐘崎地区の四十四賀 ○祇園山笠[無形民俗文化財] かつて市内には数十もの山笠があったが、現在では5地区で行事が残っている。東郷地区の街を駆ける田熊山笠は重さが約1.5トンあり、大きな山が颯爽と走る姿は圧巻である。また、鐘崎地区の山笠は前後に揺する「打ち込み」を繰り返す、町を進み、地島山笠は山で隔てられた2つの集落を回るため漁船に載せられ海を渡る。そのほか、大島山笠の会場では、願い事が書かれた色彩々の多数の旗が飾り付けられた光景を目にすることができる。  田熊山笠 ○埋蔵文化財 平成29年（2017）4月1日現在、566地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認している。平成28年度（2016）の開発等に伴う文化財の有無に係る事前審査件数は974件、うち試掘・確認調査を実施したのが8件、発掘調査に至ったのは2件である。近年の文化財の有無に係る照会内容については、集合住宅の建築や大規模太陽光発電に伴う土地造成が増加している。 また、遺跡の分布状況を見ると、現在の市街地と大きく重なる部分が多く、市内を貫流する釣川を中心に分布する一群と沿岸部に分布する一群に二分できる。縄文時代の遺跡は、神ノ島と沿岸部、釣川上流の内陸部で数地点が確認され、弥生時代前期から中期にかけての遺跡は内陸部の釣川左岸中流域に数

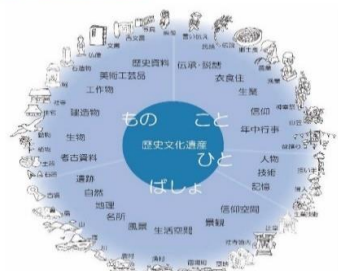
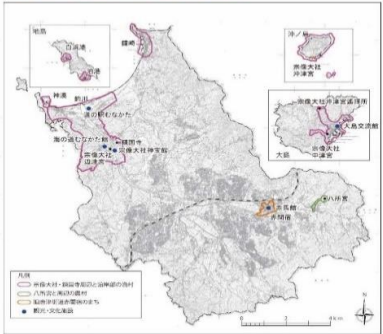
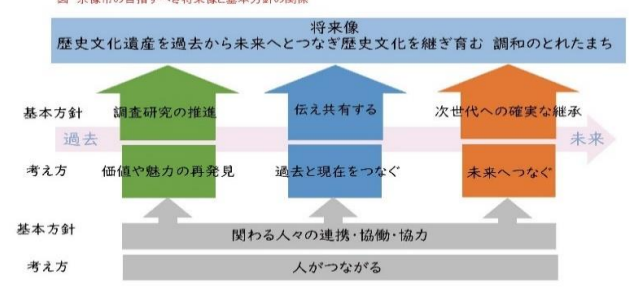
■新旧対照表

新	旧
(P96) 2. 上位関連計画の状況と関連性 本市では総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画などの各種計画を時代の変化やニーズに合わせて策定している。 このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかにする都市計画マスタープランや文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画、その他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。 図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係 宗像市総合計画 ↓ 整合 宗像市都市計画マスタープラン 宗像市文化財保存活用地域計画 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画 宗像市国土強靱化地域計画 宗像市農業振興地域整備計画 宗像市環境基本計画 宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン 宗像市産業振興計画 宗像市地域防災計画 宗像市離島振興計画 宗像市サイン整備基本計画 世界遺産のあるまちづくり計画 国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画 宗像市歴史的風致維持向上計画 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画 福岡県 宗像市 福津市 【その他の計画】 宗像市地域公共交通網形成計画 宗像市道路網整備計画 宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画 宗像市グローバル人材育成プラン 宗像市まち・ひと・しごと創生総合戦略 など 96	(P96) 2. 上位関連計画の状況と関連性 本市では、総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画など時代の変化やニーズに合わせた各種計画も策定している。 このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、都市計画マスタープランやその他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。 図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係 宗像市総合計画 ↓ 整合 宗像市都市計画マスタープラン ※宗像市歴史文化基本構想 (仮称) 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画 宗像市農業振興地域整備計画 宗像市環境基本計画 宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン 宗像市産業振興計画 宗像市地域防災計画 宗像市離島振興計画 宗像市サイン整備基本計画 ※宗像市世界遺産グランドデザイン (仮称) ※国指定史跡「宗像神社境内」整備計画 (仮称) 宗像市歴史的風致維持向上計画 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画 福岡県 宗像市 福津市 ※印のものは策定予定の計画 【その他の計画】 宗像市地域公共交通網形成計画 宗像市道路網整備計画 宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画 宗像市グローバル人材育成プラン 宗像市まち・ひと・しごと創生総合戦略 など 96

■新旧対照表

新	旧
(P97) (1) 宗像市総合計画（平成 27 年（2015）3 月策定 後期計画 令和 2 年度～） 本市における行政運営の最上位計画で、計画期間は平成 27 年（2015）度から令和 6 年（2024）度までの 10 年間。市民憲章を踏まえ、にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。令和元年度には、前期 5 年間の取組みを総括し、後期 5 年間の具体的な取組方針・内容を示すために後期基本計画を策定し、持続的な自治体運営を目指すため、SDGs の視点を取り入れている。 将来像 ときを紡ぎ 躍動するまち 将来像の考え方 ●人・まち・自然が共生するまち ●人がつながり躍動するまち ●歴史文化を継ぎ育むまち 人・まち・自然が共生するまち “人”とまちとの共生とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。 “人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心むなむなや「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。 “まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。 宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。 人がつながり躍動するまち 人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人との対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。 本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市両政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道 3 号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。 宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。 歴史文化を継ぎ育むまち 本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。これらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。 さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。 宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。	(P97) (1) 宗像市総合計画（平成 27 年（2015）3 月策定） 本市は平成 27 年（2015）3 月に第 2 次宗像市総合計画を策定した。総合計画では、市民憲章を踏まえ、平成 27 年（2015）度から平成 36 年（2024）度の 10 年間にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。 将来像 ときを紡ぎ 躍動するまち 将来像の考え方 ●人・まち・自然が共生するまち ●人がつながり躍動するまち ●歴史文化を継ぎ育むまち 人・まち・自然が共生するまち “人”とまちとの共生とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。 “人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心むなむなや「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。 “まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。 宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。 人がつながり躍動するまち 人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人との対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。 本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市両政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道 3 号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。 宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。 歴史文化を継ぎ育むまち 本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。これらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。 さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。 宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。

■新旧対照表

新	旧
(P100) (3) 宗像市文化財保存活用地域計画 (令和3年(2021)7月16日認定) 「文化財保護法」に基づき、文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「宗像市文化財保存活用地域計画」(以下、地域計画と言う)を作成し、文化庁長官の認定を受けた。計画期間は令和3年から令和13年までの10年間とし、地域計画では、従来の「文化財」の概念や類型を包括し、指定・未指定文化財を含めた本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」を「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象としている。また、本計画の4つの歴史的風致の範囲を歴史文化遺産保存活用区域として設定し、歴史文化遺産の保存と活用の取組を積極的に実施し、得られた効果を全市的に広げるモデル地区として位置付けている。そのほか、世代に確実に継承するための将来像や、将来像実現に向けた4つの考え方や基本方針を定めるとともに、計画期間中の重点的な取組として、「地域との協働」、「幅広い分野の調査研究」、「保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開」、「歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成」などに関する具体例が記載されている。 図 宗像市の歴史文化遺産  図 歴史文化遺産保存活用区域の位置と範囲  図 宗像市の目指すべき将来像と基本方針の関係  100	該当ページ無し

■新旧対照表

新	旧
(P103) (5) 宗像市国土強靱化地域計画 (令和3年(2021)6月策定) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模災害などに対する備えや、災害による被害から迅速に回復する強靱な体制をつくり、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的とした、本市における様々な分野の計画等の指針となる計画。 計画では、大規模自然災害の発生に際して24の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、それぞれを回避するために必要な推進方針を定めている。 脆弱性評価結果 8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 ●防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。 【コミュニティ協働推進課】行政／警察・消防／防災教育 ●災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、防災措置の強化を進める必要がある。 【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育 ●災害により文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。 【世界遺産課】行政／警察・消防／防災教育 ●災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う必要がある。 【危機管理課】行政／警察・消防／防災教育 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針 8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 ●防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動を促進する。 【コミュニティ協働推進課】 ●災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。 【世界遺産課】 ●災害によって文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。 【世界遺産課】 ●災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う。 【危機管理課】 103	該当ページ無し

■新旧対照表

新	旧
(P105) (7) 宗像市環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定 後期計画 平成 30 年度～） 「宗像市環境基本条例」第 7 条の規定に定めた基本理念の実現を図るための取組みや推進体制を定めた環境行政のマスタープランとしての計画。計画では、環境保全、経済の発展及び社会課題の解決が図られた持続可能な社会を目指し S D G s の視点が取り入れられ、目指す環境像に「豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像」を掲げ、自然環境、生活環境、都市環境、地球温暖化に関する取組みの方向性が示されている。 豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像 ー地域に現存する自然や歴史などの資源を大切に守り活かすことで、将来にわたって持続する社会を形成するー	(P103) (5) 宗像市環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定） 本市では、総合計画が目指す都市像を環境面から実現するため、環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となる「環境基本計画」を策定している。めざす環境像として「自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像」を掲げ、実現に向けた 4 つの目標を示し、目標達成に向けた取り組みを推進している。 めざす環境像 自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像
105	103

■新旧対照表

新

旧

(P107)

（９）宗像市産業振興計画（令和３年（2021）３月策定）

農林業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的として、平成28年度宗像市産業振興計画を策定し、令和２年度末で計画期間が終了したことから、新計画を策定したものです。

産業に影響を及ぼす様々な情勢の変化を踏まえ、本市の産業振興の実現に向けた令和３年度から５年間の方向性を整理し、基本理念を「持続可能な産業の確立」と定め、課題解決に向けた施策と取組方針について示している。

持続可能な産業の確立

基本的な方針

経済：域内でお力手をまわし、域外からお力手を稼ぐ
社会：この地でヒトが、暮らし続け、新たに挑戦できる
環境：自然と調和し、資源（モノ・コト）を守り育てる

取り組むべき課題	施策	取組例
地域産業の担い手確保と育成	地域産業を担う人材を発掘し、集め、共に育つ	新規就農者の確保、育成 新規就業者の確保、育成 創業支援事業 申請後DMOの確立
魅力ある資源の維持と、資源の結び付きの強化	宗像の豊かな資源を守りながら、つないでいく	ビジネス交流の推進 多面的機能発揮支援交付金の活用 中山間地域等直接支払交付金の活用 経営規模の拡大が困難な小規模農業者に対する支援
高付加価値化	価値ある資源をもっと価値あるものに	地域資源の知名度向上 商品開発を支援 安全・安心の商品づくりを支援
販路拡大	販路の多様化と新たなファンを獲得	見本市の実施 オンラインショップの充実 マーケティングリサーチ
資源の最大活用と魅力発信による消費拡大	もっと多くの人が集う賑わいの場づくり	イベントの実施、体験型観光メニューの開発とツアー造成 観光拠点施設周辺への民間誘導と既存店舗支援 北部沿道活性化
激変する社会変化への対応	新たなチャレンジの後押し	事業者への情報提供、事業者支援の検討 市内消費の促進 食生活の健康化 支援

事業

上記施策の実現に向け、実施計画（３年計画、毎年ローリング）に事業内容として反映し、環境の変化に対応しながら計画的に実施する。

評価の仕組み

実施計画において数値目標として定め、PDCAマネジメントサイクルの考え方にに基づき毎年進行管理、評価する。

107

(P105)

（７）宗像市産業振興計画（平成28年（2016）9月策定）

本市では、農業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的に、本市が向かうべき方向と注力すべき具体的施策を示した「宗像市産業振興計画」を策定している。

また、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録されたことを受け、その追い風を活かして地域の産業振興を推進するための施策を示している。

【基本理念】

地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくり

第2章 分野別計画

分野	施策の区分	取組事業	数値目標
農業分野	1 経営規模の拡大と効率化の推進	■経営規模の拡大と効率化に対する支援 ■高機能な農業機械や施設の導入に対する支援 ■農産物の販売拡大に対する支援	・農地集積割合 ・新規就農者 ・農業者の売上高
	2 新規就農者の確保・育成	■新規就農希望者に対する総合的な相談・支援体制の構築 ■新規就農希望者の確保と育成 ■農業法人の設立や専業参入に対する支援 ■新規就農者の農業経営の早期安定化に向けた支援	
	3 農地の保全活動に対する支援	■多面的機能発揮支援交付金の活用 ■中山間地域等直接支払交付金の活用 ■経営規模の拡大が困難な小規模農業者に対する支援	
水産業分野	1 水産物のもたらす仕組みづくりの構築	■漁協経営基盤の強化 ■水産物の販路拡大事業 ■水産加工品開発事業 ■養殖漁業の事業化の支援	・宗像漁協の売上高
	2 漁港・漁業施設等の計画的な整備	■水産流通基盤整備事業（福岡漁港）の実施 ■水産物の給送基盤機能保全事業の実施	・宗像漁協組合員の漁業所得
	3 漁場再生事業の推進	■藻場造成（段石等）事業・海底岩盤清掃等の実施 ■漁場のモニタリングの実施 ■種苗放流事業の支援	
商工業分野	1 域内消費額の拡大	■地元食料の市内流通促進 ■地域農産物の販売	・市内総生産（卸売・小売業、サービス業） ・創業者数 ・中心商業地等の新規出店数
	2 中小企業の経営安定と創業支援	■中小企業の経営支援 ■創業支援	
	3 中心商業地等の活性化	■中心商業地等での賑わい創出支援 ■空き店舗などへの店舗誘導	
観光分野	1 宗像版観光プラットフォーム確立による消費額拡大	■旅行商品の企画、開発、情報発信、営業の実施 ■観光客満足度向上キャンペーンの実施 ■観光による経済効果調査の実施	・観光入込客数 ・観光による市内消費額
	2 観光拠点施設を核とした市内周遊の強化	■公共交通機関との連携強化 ■東部地区の観光周遊ルートの作成 ■大島・地島の魅力発信と観光周遊ルートの作成 ■市内周遊イベントの実施	
	3 広域連携チームによる観光PRと受入体制の強化	■観光ガイドブックの製作（モデルルートの設定） ■観光プロモーションの実施 ■イベントを活用した観光PRの実施 ■物産館、直売所をつなぐ仕組みづくり	
	4 世界遺産来訪者の受入対策の実施	■国道495号・宗像大津辺環状周辺の店舗誘致、誘導 ■観光ボランティアの養成 ■ホテル・旅館、食料等の受入準備、充実強化 ■Wi-Fi・サインの整備、回遊性向上の仕組みづくり ■世界遺産土産品の開発 ■大島・地島の来訪者対策の強化	
	5 スポーツ観光の推進	■スポーツ大会や合宿などの誘致 ■スポーツ大会の開催 ■食事の提供や土産品の販売	

105

■新旧対照表

■新旧対照表

新

(P113)

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に定める。

図 歴史的風致維持向上のための実施体制

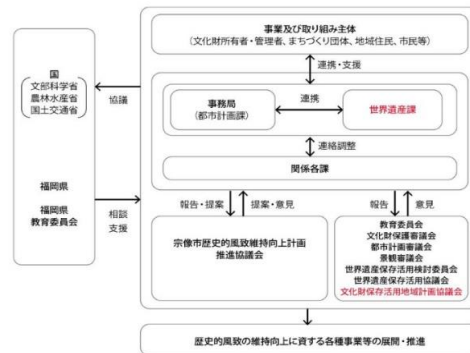


表 宗像市歷史的風致維持向上計畫推進協議會 委員一覽(令和4年3月10日~令和6年3月9日)

氏名	所属	進出区分
◎黒瀬 重幸	福岡大学名誉教授	学識経験者
○大方 優子	九州産業大学地域共創学部観光学科教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	工学博士（福岡県文化財保護審議会有形文化財部会 専門委員）	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院講師	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授(社会環境学部社会環境学科)	学識経験者
望城 貴寿	宗像大社権禰立	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	市が必要と認める者
升谷 智子	宗像市世界遺産市民の会委員	市が必要と認める者
園元 かみり	市民代表	市が必要と認める者
	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課長	福岡県
	福岡県建築部都市部都市計画課長	福岡県

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

氏名	所属
	国土交通省九州地方整備局建設部計画管理課長

113

旧

(P111)

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に定める。

図 歴史的風致維持向上のための実施体制

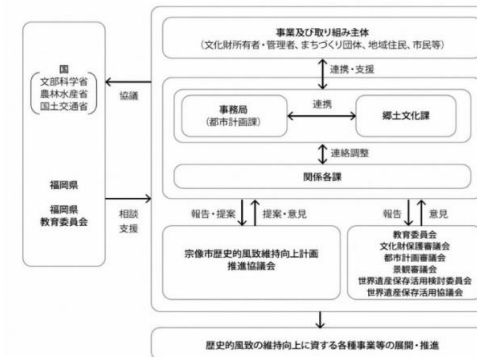


表 宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧(令和2年3月10日～令和4年3月9日)

氏名	所属	選出区分
◎黒瀬 重幸	福岡大学工学部建築学科教授	学識経験者
○大方 優子	九州産業大学地域創生学部観光学科准教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	工学博士(福岡県文化財保護審議会文化有形文化財部会 専門委員)	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院講師	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授(社会環境学部社会環境学科)	学識経験者
室崎 貴寿	宗像大社権禰宜	重要文化財建造物等の所有者
矢野 吉房	宗像市観光協会副会長	市が必要と認める者
平松 秋子	宗像市世界遺産市民の会保存管理ワーキング部会長	市が必要と認める者
石村 陽子	市民代表	市が必要と認める者
	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課長	福岡県
	福岡県建築都市部都市計画課長	福岡県

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

氏名	所属
	国土交通省九州地方整備局建設部都市整備課長

111

■新旧対照表

新	旧
(P132) 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 <u>1. 全市に関する事項</u> (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針 本市には、72 件の指定文化財（国指定 17 件（うち国宝 1 件、重要文化財 16 件）、県指定 22 件、市指定 33 件）と 4 件の国登録文化財、1 件の国選択文化財が存在する。これらの指定等文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為に措置が講じられており、引き続き保護の為に措置を講じる。一方で、市内には歴史的風致を構成する宗像大社の境内摂末社などの建造物や、浦々に見られる恵比寿祭などの人々の活動など、歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上のためにも、これら未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。 文化財の保存・活用については、本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取組む。 今後も調査研究など、実態を把握する取組みを進め、重要なものは、法令に基づき文化財指定するとともに、未指定文化財は、顕彰制度や緩やかな保護として市登録制度の創設などを検討する。 また、取組みは、世界遺産の保存と活用に関する方針や取組を記載した世界遺産のあるまちづくり計画や重点区域とも重なる国指定史跡宗像神社境内の整備や活用に関する事項を記載した国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図りながら進めていく。 なお、本計画では、歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されていることから、本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる有形文化財（建造物）と無形民俗文化財に関する保存と活用の方針を以下に記載する。 【有形文化財（建造物）】 有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用に際し、宗像大社については、平成 25 年度策定（平成 29 年度改定）「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」及び平成 25 年度策定「重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画」に基づき、そのほかについても現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。 【無形民俗文化財】 無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承できるよう、保護団体等と連携し担い手育成も含め、保護に対する支援を行う。 (2) 文化財の修理・整備に関する方針 文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と損壊した場合の適切な修理が重要である。	(P130) 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 <u>1. 全市に関する事項</u> (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針 本市には、国指定文化財が 17 件、県指定文化財が 21 件、市指定文化財が 30 件の合計 68 件の有形、無形の文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為に措置が講じられてきており、引き続き保護の為に措置を講じる。一方で、市内には宗像大社の境内摂末社などをはじめとする歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。 今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、重要なものについては文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。さらに、今後策定される世界遺産グランドデザイン（仮称）、国指定史跡「宗像神社境内」整備計画（仮称）とも整合をとりながら進めていく。 なお、本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる文化財については、項目毎に今後の方針を定める。歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されていることから、文化財のうち、有形文化財（建造物）と無形民俗文化財についての方針を定める。 【有形文化財（建造物）】 有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用にあたって宗像大社については、平成 25 年度策定（平成 29 年度改定）「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」及び平成 25 年度策定「重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画」に基づき、そのほかについても現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。 【無形民俗文化財】 無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承できるよう、保護団体等と連携し担い手育成も含め、保護に対する支援を行う。 (2) 文化財の修理・整備に関する方針 文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、損壊した場合の適切な修理が重要である。 事前の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な指導・助言を行う。

■新旧対照表

新

旧

(P134)

(P132)

別の災害毎に必要と考えられる対策を行うことにより、損壊・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防災環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。文化財が被災した場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習会の開催などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

（８）文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会、宗像市文化財保存活用地域計画協議会を設置している。今後、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととなり、史跡の保存整備に関することは、宗像市史跡保存整備審議会に諮り、文化財保存活用地域計画に関する事項については、宗像市文化財保存活用地域計画協議会に諮る。

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧(令和 3 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日)

氏名	所属	専門分野
伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
井上 晋	元九州大学農学研究科准教授	記念物(植物)
國生 知子	九州歴史資料館文化財企画推進室企画主査	有形文化財(美術工芸品)(彫刻)
竹川 克幸	日本経済大学教授	有形文化財(古文書)(歴史資料)
田中 久美子	福岡工業大学准教授	有形文化財(有形・無形民俗文化財)
西谷 正	九州大学名誉教授	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
宮元 青織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史担当係長	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員 一覧(平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学(東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 直徳	筑波大学名誉教授	土木工学(地盤工学)
杉本 正徳	九州大学名誉教授	造園学(風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学(古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育・体験学習
國元 かをり	一般市民	市民公衆

また、美術工芸品等の有形文化財は、防災環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。文化財が被災した場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習会の開催などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

（８）文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会を設置している。今後、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととなり、史跡の保存整備に関することは、宗像市史跡保存整備審議会に諮ることとなる。

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧(令和 3 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日)

氏名	所属	専門分野
伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
井上 晋	元九州大学農学研究科准教授	記念物(植物)
河上 信行	河上建築事務所代表	有形文化財(建造物)
國生 知子	甘木歴史資料館副館長	有形文化財(美術工芸品)(彫刻)
竹川 克幸	日本経済大学教授	有形文化財(古文書)(歴史資料)
田中 久美子	福岡工業大学准教授	民族文化財(有形・無形民俗文化財)
西谷 正	九州大学名誉教授	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
宮元 青織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史担当係長	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員一覧(平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日)

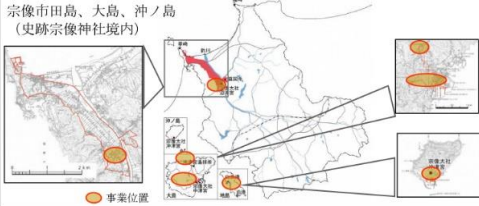
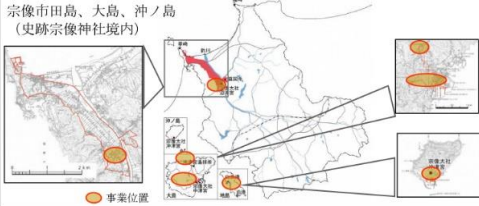
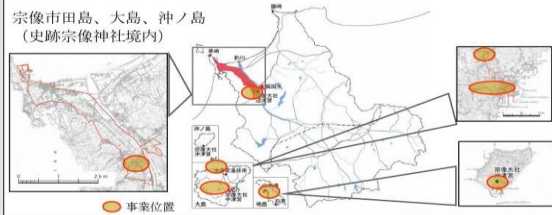
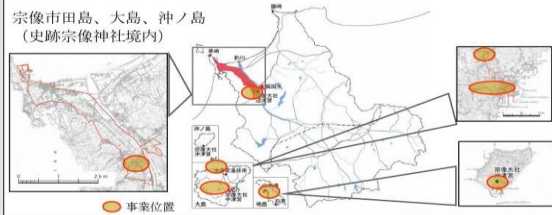
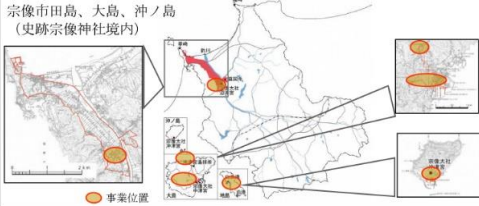
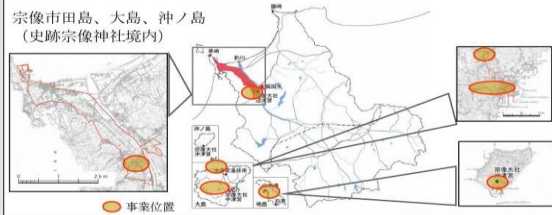
氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学(東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 直徳	筑波大学名誉教授	土木工学(地盤工学)
杉本 正徳	九州大学名誉教授	造園学(風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学(古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育・体験学習
國元 かをり	一般市民	市民公衆

■新旧対照表

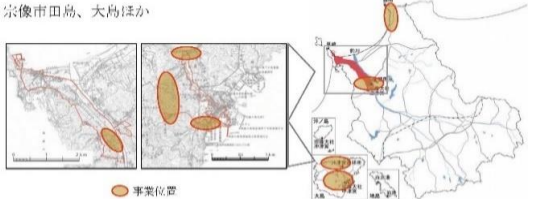
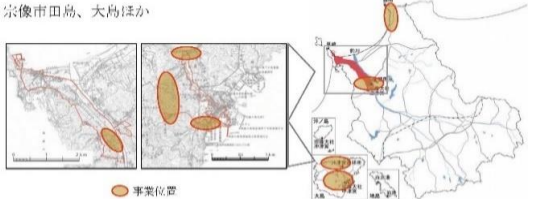
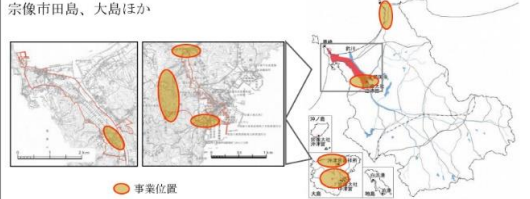
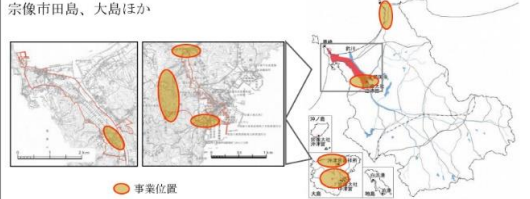
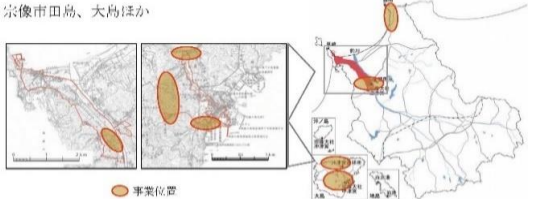
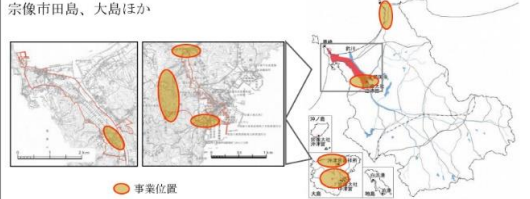
■新旧対照表

新	旧
(P136) 2. 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画 重点区域内には、国指定文化財が15件、県指定文化財が9件、市指定文化財が6件の計30件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。なお、城内の文化財の保存・活用も本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取組む。有形文化財のうち、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿は平成25年度策定（平成29年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図るとともに、取組みは世界遺産のあるまちづくり計画、国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図り実施する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財等については、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。 (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画 重点区域内において修理が必要な指定の有形文化財として、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などがあげられる。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、可能な限り早い時期に修理を行う必要がある。その際は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の定めに従いつつ、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいて修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対する支援を行う。 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。 平成29(2017)年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成遺産として登録され、来訪者の一層の増加が見込まれることから、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実が求められる。また、「宗像大社 神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の在り方を検討する。 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域にあるため、各種事業の実施にあたっては、より景観に配慮した整備を進めるものとする。特に世界遺産の構成資産である沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については非常に重要な景観要素であることから、周辺道路の無電柱化事業についても検討し、適宜、実施していく。 136	(P134) 2. 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画 重点区域内には、国指定文化財が15件、県指定文化財が9件、市指定文化財が6件の計30件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。有形文化財について、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿は平成25年度策定（平成29年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図る。また、今後策定される世界遺産グランドデザイン（仮称）、世界遺産・国史跡整備計画（仮称）においても本計画と整合をとり実施する。このほか、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財等については、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。 (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画 重点区域内において修理が必要な指定の有形文化財として、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などがあげられる。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、可能な限り早い時期に修理を行う必要がある。その際は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の定めに従いつつ、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいて修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対する支援を行う。 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。 平成29(2017)年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成遺産として登録され、来訪者の一層の増加が見込まれることから、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実が求められる。また、「宗像大社 神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の在り方を検討する。 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域にあるため、各種事業の実施にあたっては、より景観に配慮した整備を進めるものとする。特に世界遺産の構成資産である沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については非常に重要な景観要素であることから、周辺道路の無電柱化事業についても検討し、適宜、実施していく。 134

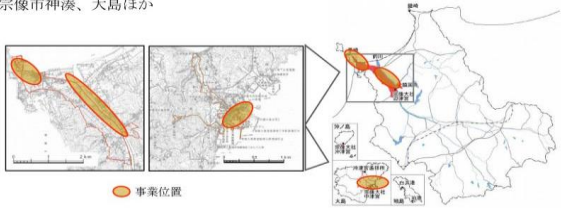
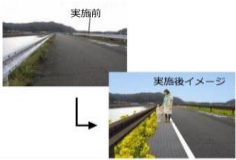
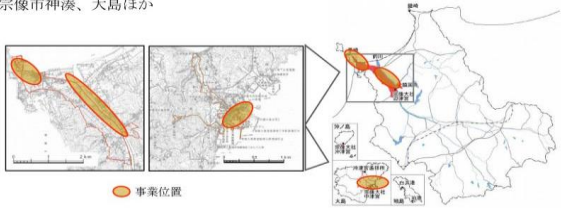
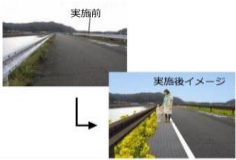
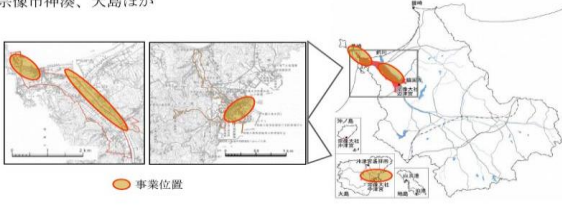
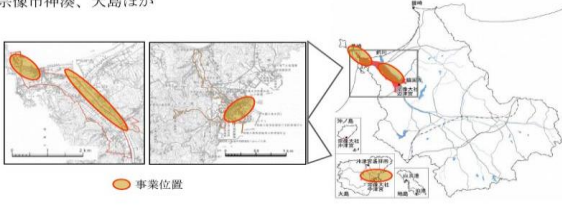
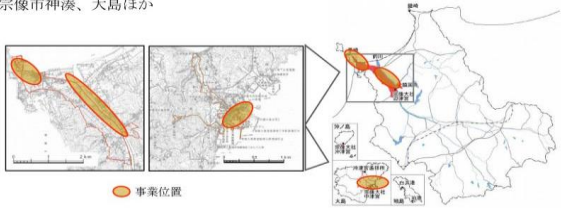
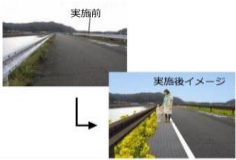
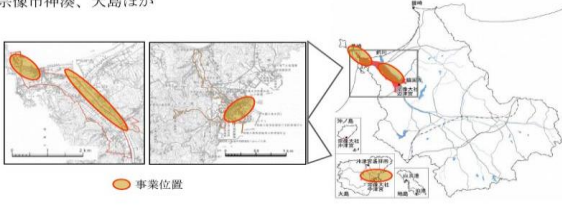
■新旧対照表

新	旧																												
(P144) ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市、所有者等</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成 30 年度～令和 9 年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿)  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）	事業主体	市、所有者等	事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度	支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独	事業位置	宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) 	事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P142) ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市、所有者等</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成 30 年度～令和 9 年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和元年度） 市単独</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿)  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）	事業主体	市、所有者等	事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度	支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和元年度） 市単独	事業位置	宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) 	事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）																												
事業主体	市、所有者等																												
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度																												
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独																												
事業位置	宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) 																												
事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）																												
事業主体	市、所有者等																												
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度																												
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和元年度） 市単独																												
事業位置	宗像市田島、大島、沖ノ島 (史跡宗像神社境内) 																												
事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。 (辺津宮本殿)  (沖津宮遙拝所)  (中津宮本殿・拝殿) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
144	142																												

■新旧対照表

新	旧																												
(P146) イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>③ 歴史的風致等景観整備事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市、所有者等</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成30年度～令和9年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和2年度） 無電柱化推進計画事業補助（平成29年～令和6年） 市単独</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市田島、大島ほか </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化)  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業	事業主体	市、所有者等	事業期間	平成30年度～令和9年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和2年度） 無電柱化推進計画事業補助（平成29年～令和6年） 市単独	事業位置	宗像市田島、大島ほか 	事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P144) イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業 <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>③ 歴史的風致等景観整備事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市、所有者等</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成30年度～令和9年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和3年度） 市単独</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市田島、大島ほか </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化)  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業	事業主体	市、所有者等	事業期間	平成30年度～令和9年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和3年度） 市単独	事業位置	宗像市田島、大島ほか 	事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業																												
事業主体	市、所有者等																												
事業期間	平成30年度～令和9年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和2年度） 無電柱化推進計画事業補助（平成29年～令和6年） 市単独																												
事業位置	宗像市田島、大島ほか 																												
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業																												
事業主体	市、所有者等																												
事業期間	平成30年度～令和9年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度） 防災・安全交付金（道路）（平成30年度～令和3年度） 市単独																												
事業位置	宗像市田島、大島ほか 																												
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新	旧																												
(P147) <table><tr><td>事業名</td><td>④ 道路美装化事業</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>市</td></tr><tr><td>事業期間</td><td>平成 30 年度～令和 9 年度</td></tr><tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独</td></tr><tr><td>事業位置</td><td>宗像市神湊、大島ほか </td></tr><tr><td>事業概要</td><td> 本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化)  </td></tr><tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr></table>	事業名	④ 道路美装化事業	事業主体	市	事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独	事業位置	宗像市神湊、大島ほか 	事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P145) <table><tr><td>事業名</td><td>④ 道路美装化事業</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>市</td></tr><tr><td>事業期間</td><td>平成 30 年度～令和 9 年度</td></tr><tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独</td></tr><tr><td>事業位置</td><td>宗像市神湊、大島ほか </td></tr><tr><td>事業概要</td><td> 本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化)  </td></tr><tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr></table>	事業名	④ 道路美装化事業	事業主体	市	事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独	事業位置	宗像市神湊、大島ほか 	事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化) 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	④ 道路美装化事業																												
事業主体	市																												
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独																												
事業位置	宗像市神湊、大島ほか 																												
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	④ 道路美装化事業																												
事業主体	市																												
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独																												
事業位置	宗像市神湊、大島ほか 																												
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。 (大島市道の美装化)  (釣川沿岸の美装化) 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルートの美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新	旧																																
(P151) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>⑧ 歴史文化基本構想策定事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成30年度～令和5年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和2年度)</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業		事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業	事業主体	市	事業期間	平成30年度～令和5年度	支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和2年度)	事業位置	宗像市全域	事業概要	未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P149) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>⑧ 歴史文化基本構想策定事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成30年度～令和5年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度)</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>宗像市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市歴史文化基本構想」(仮称)を策定する。  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業		事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業	事業主体	市	事業期間	平成30年度～令和5年度	支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度)	事業位置	宗像市全域	事業概要	未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市歴史文化基本構想」(仮称)を策定する。 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業																																	
事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業																																
事業主体	市																																
事業期間	平成30年度～令和5年度																																
支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和2年度)																																
事業位置	宗像市全域																																
事業概要	未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。 																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業																																	
事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業																																
事業主体	市																																
事業期間	平成30年度～令和5年度																																
支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度)																																
事業位置	宗像市全域																																
事業概要	未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市歴史文化基本構想」(仮称)を策定する。 																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
151	149																																

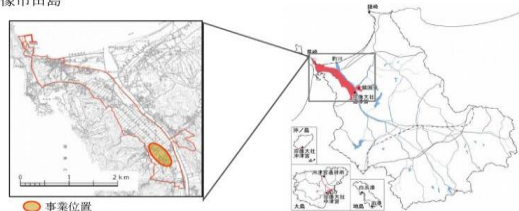
■新旧対照表

新

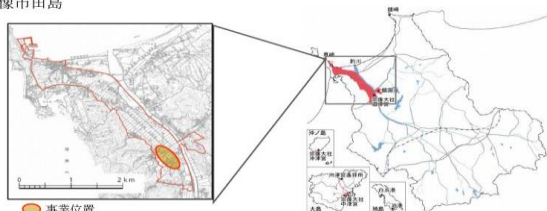
旧

(P152)

(P150)

事業名	⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度）市単独
事業位置	宗像市田島 
事業概要	歴史文化資源の価値が失われないように保存するため、宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約34,000平方メートル）に国宝約8万点を展示・収蔵する文化施設をはじめ、中核来訪者施設（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究施設、図書館分館など、延べ面積約6,000平方メートルの施設整備を行い、歴史文化資源の啓発を図る。 （沖ノ島）  注）約6,000平方メートルについては、現在の海の道むなかた館、宗像大社にある収蔵庫、神宝館の延べ面積の合計を参考に算出
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する拠点施設を整備する。さらに、沖ノ島については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じられることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

152

事業名	⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度）市単独
事業位置	宗像市田島 
事業概要	歴史文化資源の価値が失われないように保存するため、宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約34,000平方メートル）に国宝約8万点を展示・収蔵する文化施設をはじめ、中核来訪者施設（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究施設、図書館分館など、延べ面積約6,000平方メートルの施設整備を行い、歴史文化資源の啓発を図る。 （沖ノ島）  注）約6,000平方メートルについては、現在の海の道むなかた館、宗像大社にある収蔵庫、神宝館の延べ面積の合計を参考に算出
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する拠点施設を整備する。さらに、沖ノ島については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じられることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

150